

## 公有財産売却の入札参加説明書

### 第1 公有財産売却の参加条件

#### 1. 公有財産売却の参加条件

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しないと認められる方

(参考: 地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できる方

(3) 平成27年10月1日現在で六ヶ所村に住民登録されている方

(4) 平成26年度以前に村税に滞納がない方

(5) 18歳以上の方

### 第2 公有財産売却の参加申込

#### 1. 公有財産売却の参加申込について

(1) 申込み期間 平成27年10月19日～平成27年10月30日(必着)

(2) 提出書類

ア. 参加申込書

イ. 住民登録されている住所が確認できる身分証明書の写し(免許証など)

(3) 提出方法 持参又は郵送(FAX可)

(4) 提出先 六ヶ所村役場総務部門財政課

#### 2. 下見会について

(1) 期 間 平成27年11月11日 午前9時～午後4時

- (2)場 所 六ヶ所村車輛基地地内(旧尾駁診療所向かい)
- (3)必要書類 参加申込書の控え
- 3. 入札保証金の納付について  
免除
- 4. 個人情報の取り扱いについて
  - (1)公有財産に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
    - ア.住民登録されていること及び村税に滞納がないことを証明するために、各関係機関に照会すること。
    - イ.今回の入札で六ヶ所村が得た個人情報を保存すること。なお、六ヶ所村が得た個人情報は本入札以外には利用しません。
- 5. 共同入札について  
共同入札はできませんので、個人で参加してください。

### 第3 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- 1. 参加を希望される方は以下の点に注意してください。
  - (1)公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき六ヶ所村が執行する一般競争入札手続きの一部です。
  - (2)売払代金を納付期限までに正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間六ヶ所村の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
  - (3)公有財産売却に参加される方は、参加条件を確認したうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に六ヶ所村が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。なお下見会に参加しなかった方も入札が可能ですが、引渡し後の財産の不良による苦情は一切受け付けません。
  - (4)提出された参加申込書及び身分証明書の住所が六ヶ所村に住民登録されていることが確認できない場合は公有財産売却に参加できません。また、仮に落札者となっても所有権移転などの権利移転は行うことができません。
  - (5)公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。また、公有財産売却が中止になったことにより、参加を希望する者、参加申込者及び入札者に損害が発生した場合、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
  - (6)公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の入札期間であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。
  - (7)参加申込書の写しは、下見会終了後も処分せず、引き渡し完了まで保管してください。

### 第4 入札形式で行う公有財産売却の手続き

- 1. 公有財産売却の入札について
  - (1)入札について
    - ア.入札は1つの財産につき1回を限度とします。
    - イ.一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできません。
    - ウ.入札書に押印する印鑑は、参加申込書に使用したものと同一のものを使用してください。
  - (2)入札方法について
    - ア. 入札方法は、郵便競争入札による一般競争入札とします。
    - イ. 入札書に記入する金額は、日本円かつアラビア数字で記入してください。

- ウ. 入札書は、封筒に入れ封印したうえで郵送してください。
- エ. 複数の財産の購入を希望する方は、作成した封筒を定形外の封筒にまとめて入れ郵送しても構いません。
- オ. 封筒の表に入札書在中と記入し、一般書留又は簡易書留で郵送してください。
- (3) 入札をなかったものとする取り扱いについて
  - ア. 六ヶ所村は、第 1.1 の各号の参加条件を満たしていないものが行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取扱うことがあります。
- (4) 入札結果の公表について
  - 入札結果は契約締結後、開札一覧表を作成し六ヶ所村 HP、各支所及び財政課前にて公表します。公表内容は、落札金額のみとします。

## 2. 落札者の決定・通知

### (1) 落札者の決定について

入札期間終了後、六ヶ所村は平成 27 年 5 月 25 日に開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が最低売却価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定します。

※詳細は「六ヶ所村郵便入札実施要領」を参照ください。

### (2) 落札者への通知について

落札者には、六ヶ所村から入札終了後、文書又は電話で通知します。

## 3. 契約締結

### (1) 落札者との契約締結について

六ヶ所村は、落札後、落札者に対し文書により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には六ヶ所村より契約書及び売払代金の納付書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、六ヶ所村役場財政課に持参してください。※落札者本人が来庁できない場合は、委任状を提出した場合のみ、代理人での契約締結が可能です。委任される場合は必ず委任状と、受任者の身分証明書の写しを提出してください。

### (2) 売却の決定の取り消しについて

落札者の帰すべき理由によりまたは、第 1.1 の各号に掲げる参加条件を満たしていないことが判明した場合、落札者の決定が取消され、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。

## 4. 売払代金について

### (1) 売払代金は、落札者決定後六ヶ所村が送付する納付書により、納付してください。

※契約締結同様、代理人が売払代金を納付する場合は委任状を提出してください。

## 第 5 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

### 1. 権利移転の時期について

(1) 公有財産売却の財産は、売払代金を納付したときに権利移転します。契約の締結、売払代金の納付が確認できた時点で財産の引渡しが可能になります。

### 2. 引渡しについて

(1) 売却する財産は現物での引渡しとなり、引渡しの際には職員が立ち会います。なお、売却する財産の運搬・搬送は全て落札者の自己負担となります。

※契約締結及び代金の納付同様、代理人が財産を受け取る場合は委任状を提出してください。

3. 権利移転の注意事項について

- (1) 落札後、契約締結した時点で、売払財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した売払財産の破損、焼失など六ヶ所村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

第6 公有財産売却のスケジュール

	期間及び期日	場所及び申込先等
参加申込期間	平成27年10月19日～平成27年10月30日	六ヶ所村役場総務部門財政課
下見会	平成27年11月11日 午前9時～午後4時	六ヶ所村車輛基地
入札期間	平成27年11月2日～平成27年11月10日	六ヶ所村役場総務部門財政課
開札日	平成27年11月11日 午後1時	六ヶ所村役場3階大会議室
納付期限	平成27年11月20日 午後4時まで	六ヶ所村役場総務部門財政課